

令和4年11月10日

令和4年度第5回市民活動推進委員会

参考資料2

# 市民活動推進補助金への 企業版ふるさと納税の 活用について

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課

# 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

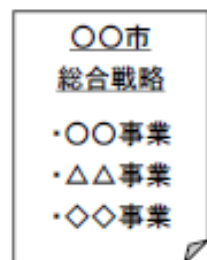


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成

地域再生計画



④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,443市町村(令和4年7月8日時点)

# 企業版ふるさと納税

茅ヶ崎市は、都心からのアクセスの良さ・温暖な気候と豊かな自然環境、歴史的な文化財など、豊富な資源を最大限に活用し、様々な分野の企業様とパートナーシップを構築しながら、魅力ある事業を展開していきます。

結婚・出産・子育ての希望をかなえ、  
茅ヶ崎への人の流れをつくる事業

- ◆ 子育て世代の転入促進プロモーション事業

地域で働き、  
地域が稼げる環境をつくる事業

今後、追加予定

魅力的で、安心して  
暮らすことができる地域をつくる事業

- ◆ 姉妹都市交流事業
- ◆ 避難行動要支援者の避難支援促進事業
- ◆ 平和啓発事業
- ◆ ダイバーシティ(多様性)事業  
(ジェンダー / 外国籍 / 高齢者/障がい者向け事業)
- ◆ 旧氷室家住宅再生プロジェクト
- ◆ 旧南湖院等利活用事業 (文化財保全、人材育成)

事業にご興味・ご関心のある企業様からの、お問合せ・ご提案をお待ちしております！

茅ヶ崎市役所 企画経営課 ☎0467-82-1111 ✉ [kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

## 企業版ふるさと納税の活用にあたって・・・

▶市民活動推進補助金（愛称：市民活動げんき基金補助事業）の制度（選定方法や基準、スケジュールなどには変更ありません。

▶「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金」へご寄付をいただいた後、補助事業の財源として活用します。

※市民活動推進基金（市民活動げんき基金）への寄附金ではありません。

▶制度周知の際に“企業版ふるさと納税も活用している”旨を付け加える事があります。